

1 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 10 月 24 日 ～11 月 15 日	次世代育成支援に関するニーズ等調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,800 通 回収 871 通 回収率 48.4% 就学児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 502 通 回収率 50.2%
平成 26 年 2 月 24 日	第 1 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 会長・副会長の選出 (2) 教育委員会事務局の参加について (3) 子ども・子育て新制度及び子ども・子育て支援事業計画について (4) ニーズ調査結果の報告 (5) 子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール (6) その他
3 月 28 日	第 2 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 松原市の現状について (2) 将来の量の見込みについて (3) その他
5 月 26 日	第 3 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 松原市の現状及び将来の量の見込みについて (2) 教育・保育の提供区域について (3) その他
7 月 14 日	第 4 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) 将来の量の見込みについて (3) 教育・保育の提供区域について (4) その他
8 月 28 日	第 5 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 将来の量の見込みについて (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) 子ども・子育て新制度にかかる条例のパブリックコメントについて (4) その他
11 月 5 日	第 6 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 確保方策について (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (3) 会議の機能追加について
平成 27 年 1 月 6 日～2 月 5 日	松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントを実施
3 月 13 日	第 7 回 松原市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 次世代育成支援行動計画の進捗状況について (3) 幼稚園の保育料について

2 松原市子ども・子育て会議条例等

○松原市子ども・子育て会議条例

平成25年10月8日条例第48号

改正

平成26年11月4日条例第27号

松原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号の事務を処理し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する事項について審議するため、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者

(6) 市職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施行の細目)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月4日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

○松原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年10月8日規則第50号

改正

平成26年3月28日規則第20号

松原市子ども・子育て会議条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第48号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子ども未来室において行う。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
事業主を代表する者	松本 慶二	(株) 河南伸銅所 代表取締役
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	吉田 敬司	岡町学園 園長
	菊井 智明	学校法人 松原学園 理事長
子ども・子育てに関し学識経験のある者	◎ 渡邊 純	大阪芸術大学 教授
	○ 中西 利恵	相愛大学 教授
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	中山 智恵	民生委員児童委員協議会
	田崎 由佳	NPO法人 やんちゃまファミリーwith 理事長
市職員	中野 信昭	福祉部長
公募委員	芝内 佳世子	保護者
	西田 幸子	保護者

※◎会長、○副会長

※任期：平成26年2月1日～平成28年1月31日

松原市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：松原市 福祉部 子ども未来室

〒580-8501

大阪府松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

電話：072-337-3118

F A X：072-334-5959

